泊発電所3号炉審査資料									
資料番号 DB07-9 r.6.0									
提出年月日	令和4年11月11日								

泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表

第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

令和4年11月 北海道電力株式会社

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉 泊発電所3号炉 女川原子力発電所2号炉 差異理由

比較結果等をとりまとめた資料

1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)

1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由

a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果,変更したもの: なし

b. 女川 2 号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの:なし

c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果,変更したもの: なし

d. 当社が自主的に変更したもの : なし

1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った箇所と理由

a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの: なし

b. 女川 2 号炉まとめ資料と比較した結果,変更したもの: なし

・実質的な内容に相違が無いことから、資料構成を反映し変更。

c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果,変更したもの: なし

d. 当社が自主的に変更したもの : なし

2. 女川2号炉まとめ資料との比較結果の概要

2-1) 体制の相違

・核物質防護に関する緊急時の体制図について、組織、構成が異なる。 【比較表 P.7-7】 組織に相違があるものの、緊急時に体制を構築し対応を行う点は同等である。

2-2) 設備の相違

・監視装置のうち泊発電所にない設備の記載なし。 【比較表 P.7-1<mark>2</mark>】 設備構成に相違があるものの、見張人の詰所にて監視装置による監視を行う点は同等である。

第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	1.田屋フ上が最ずらりに	本が帯ごら口に	→ 田 → □ →
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所3号炉	差異理由
第7条:発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	第7条:発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	第7条:発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	
70 - 70 - 70 - 70 - 70 - 70 - 70 - 70 -		为,不,是自由为,为,是以一种,是这个可以是一种。	
<目 次>	< 目 次 >	<目 次>	
# ↓ +-¢I.	1 #++	1 #+++-	
 基本方針 1.1 要求事項の整理 	1. 基本方針 1.1 要求事項の整理	1. 基本方針 1.1 要求事項の整理	
1.1 安水争項の登理 1.2 追加要求事項に対する適合性 <mark>(手順等含む)</mark>	1.1 晏水事項の登垤 1.2 追加要求事項に対する適合性	1.1 安水事項の登理 1.2 追加要求事項に対する適合性	
(1) 位置、構造及び設備	(1) 位置, 構造及び設備	(1) 位置, 構造及び設備	
(2)安全設計方針	(2) 安全設計方針(手順書等含む。)	(2) 安全設計方針(手順書等含む。)	
(3) 適合性説明	(3) 適合性説明	(3) 適合性説明	
1.3 気象等	1.3 気象等	1.3 気象等	
1.4 設備等	1.4 設備等	1.4 設備等	
1.4 政佣守	1.4	1.4 放佣寺	
2. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	2. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	2. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	
2.1 概要	2.1 概要	2.1 概要	
2.2 区域の <mark>設定、持込み物品の点検及び出入</mark> 管理 <mark>等</mark>	2.2 区域管理	2.2 区域管理	
2.3 区域の境界について	2.2.1 物理的障壁による区画	2.2.1 物理的障壁による区画	
2.4 郵便物等の点検	2. 2. 2 出入管理	2. 2. 2 出入管理	
	2.3 探知施設	2.3 探知施設	
	2.4 通信連絡設備	2.4 通信連絡設備	
	2.5 持込み確認	2.5 持込み確認	
<mark>2.5</mark> 不正アクセス行為 <mark>の防止対策</mark>	2.6 不正アクセス行為 (サイバーテロを含む。) への対応	2.6 不正アクセス行為 (サイバーテロを含む。) への対応	
3. <mark>技術的能力説明資料</mark>	3. 別添	3. <mark>技術的能力説明資料</mark>	■記載表現の相違
(別添資料)発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	別添 女川原子力発電所 2 号炉 運用, 手順説明資料	別添 泊発電所 3 号炉 <mark>技術的能力</mark> 説明資料	他条文との記載の
AJINISTITO MENT WITH THE WAR WITH THE WAR WITH THE WAR WITH THE WAR WAS TO A THE WAR WAS TO	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	横並び
	Jana Mark Control Design Control of the Control of		■設備名称の相違

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	但	緑字:記載表現、設備名称の相違((実質的な相違なし)
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<概 要>	< 概 要 >	<概 要>	
1. において、 <mark>設計基準対象施設</mark> の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する大飯発電所3号炉及び4号炉における適合性を示す。		1. において、 <mark>設計基準対象施設</mark> の設置許可基準規則、技術基準規則 の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する泊発電所 3号炉における適合性を示す。	■用語定義に基づく 記載適正化 ■設備名称の相違
2. において、 <mark>設計基準対象施設</mark> について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。	2. において、設計基準事故対処設備について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。	2. において、 <mark>設計基準対象施設</mark> について、追加要求事項に適合する ために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明 する。	■用語定義に基づく 記載適正化
3. において、追加要求事項に適合するための <mark>技術的能力(手順等)</mark> を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。	3. において、追加要求事項に適合するための運用、手順等を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。	3. において,追加要求事項に適合するための <mark>技術的能力(手順等)</mark> を抽出し,必要となる運用対策等を整理する。	■記載表現の相違 他条文との記載の 横並び

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	差異理由
1. 基本方針	1. 基本方針	1. 基本方針	
1.1 要求事項の整理 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止について、設置 許可基準規則第7条及び技術基準規則第9条において、追加要求 事項を明確化する (表1)。	1.1 要求事項の整理 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止について,設置 許可基準規則第7条及び技術基準規則第9条において,追加要求 事項を明確化する。 設置許可基準規則第7条及び技術基準規則第9条の要求事項 を,第1.1-1表に示す。	1.1 要求事項の整理 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止について,設置 許可基準規則第7条及び技術基準規則第9条において,追加要求 事項を明確化する。 設置許可基準規則第7条及び技術基準規則第9条の要求事項 を,表1に示す。	
渡1 設置許可基準規則第7条及び技術基準規則第9条 要求事項 技術基準規則 第7条(発電用原子が鑑改への人の不法な侵入等の防止) 工場等には、発電用原子が鑑改への人の不法な侵入、発電 用原子が鑑改への人の不法な侵入、発電 用原子が鑑改への人の不法な侵入、発電 用原子が鑑改への人の不法な侵入、発電 相原子が鑑改への人の不法な侵入、発電 相原子が鑑改して正に爆発性又は易燃性を有する物件をの 他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある 他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある 物件が持ち込まれること及び不正プクセス行為(不正プク セス行為の禁止等に関する法律、保証十一年法律第百二十 人身)第一条第四項に規定する不正プクセス行為をいう。 第二十四条第六号において同じ、)を防止するための設備を 20全計置を講じなければならない。 第二十四条第六号において同じ、)を防止するため、適 型な措置を講じなければならない。	第1.1—1表 設置許可基準規則第7条及び技術基準規則第9条 要求事項 設置許可基準規則 工場等には、発電用原子が確認への人の不能な侵入等 の防止) 工場等には、発電用原子が確認への人の不能な侵入等 人、発電用原子が確認への人の不能な侵入等 人、発電用原子が確認への人の不能な侵入。 本の方は不正に爆発性又は暴燃性 人、発電用原子が確認への人の不能な侵 人、発電用原子が確認への人の不能な侵入。 本の方は不むがある物件が持ち込まれるこ 件を推進するおそれがある物件が持ち込まれるこ と及び不正プラセス行為。 と及び不正プラセス行為をは 上等に関する企業に成十一年は推進百二十八号) 上等に関する企業では上年は推進百二十八号) 上等に関する企業では上年は推進百二十八号) 上等に関する企業ででフセス行為の禁 う。第二十四条第次号において同じ。)を防止す う。第二十四条第次号において同じ。)を防止す う。第二十四条第次号において同じ。)を防止す うための設備を設けなければならない。 立ための設備を設けなければならない。 か、第二十五条第五号において同じ。)を防止す うため、通切な精震を課じなければならない。	渡り、設置許可基準規則 施存を使用原子が施設への人の不比な侵入等の原止) 近年をよる、交流の内にするとなるではな侵入等の原止) 所子が施設へ不正に爆発性又は易燃性を有する物件が、に発するよう、文化の物件を指揮するまでおから物件が にが落となると及び不正アクセス行為 はおきまれること及び不正アクセス行為 特も込まれること及び不正アクセス行為 の無に発生する不正アクセス行為を対すが、に近すをもな、文は他の物件を相関するおそれがある物件が 特も込まれること及び不正アクセス行為 の無に発生が正アクセス行為を対すが、に近すをもな、文は他の物件を相関するおそれがある物件が 対ち込まれること及び不正アクセス行為 の無に発生する不正アクセス行為とが、第二十四条第 条第四項に超まする不正アクセス行為 (不正アクセス行為) を数四項に規定する不正アクセス行為をいう。第二十四条第 条第四項に超まする不正アクセス行為 (2000) を数四項に規定する不正アクセス行為をいう。第二十四条第 条第四項に超まする不正アクセス行為という。第二十四条第 を数回項に超まする不正アクセス行為をいう。第二十四条第 条第四項に超まする不正アクセス行為という。第二十四条第 を数回項に関立するための設備を設けなければ空	

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

1.2 追加要求事項に対する適合性 (手順等含む)

(1) 位置、構造及び設備

- (3) その他の主要な構造
- (i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐 津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を 行う。
- a. 設計基準対象施設
 - (b) 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止 発電用原子炉施設への人の不法な侵入を防止するた めの区域を設定し、人の容易な侵入を防止できる柵、 鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって<mark>防護し</mark> て、<mark>点検、確認</mark>等を行うことにより、接近管理及び出 入管理を行<mark>える</mark>設計とする。

また、探知施設を設け、警報、映像監視等、集中監 視するとともに、外部との通信連絡を行う設計とす る。さらに、防護された区域内においても、施錠管理 により、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護 のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システ ムへの不法な接近を防止する設計とする。

発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有す る物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷す るおそれがある物件の持込み(郵便物等による発電所 外からの爆破物及び有害物質の持込みを含む。)を防 止するため、持込み点検を行うことができる設計とす

不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)を防止 するため、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防 護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報シス テムが、電気通信回線を通じた不正アクセス行為を受 けることがないように、当該情報システムに対する外 部からのアクセスを遮断する設計とする。

【説明資料 (2.1~2.5: P2-7-11~16)】

女川原子力発電所2号炉

- 1.2 追加要求事項に対する適合性
 - (1)位置、構造及び設備
 - ロ 発電用原子炉施設の一般構造
 - (3) その他の主要な構造
 - (i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造 に加え,以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。

a. 設計基準対象施設

(b) 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

発電用原子炉施設への人の不法な侵入を防止するた めの区域を設定し、核物質防護対策として、その区域 を人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート 造りの壁等の障壁によって区画して,巡視,監視等を 行うことにより、侵入防止及び出入管理を行うことが できる設計とする。

また、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視す るとともに、核物質防護措置に係る関係機関等との通 信連絡を行うことができる設計とする。さらに、防護 された区域内においても、施錠管理により、発電用原 子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設 備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な侵入 を防止する設計とする。

発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有す る物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷す るおそれがある物件の持込み(郵便物等による発電所 外からの爆破物及び有害物質の持込みを含む。)を防 止するため、核物質防護対策として、持込み点検を行 うことができる設計とする。

不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)を防止 するため, 核物質防護対策として, 発電用原子炉施設 及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装 置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じ た不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)を受け ることがないように、当該情報システムに対する外部 からのアクセスを遮断する設計とする。

泊発雷所 3 号炉 1.2 追加要求事項に対する適合性

- (1) 位置、構造及び設備
 - ロ,発電用原子炉施設の一般構造
 - (3) その他の主要な構造
 - (i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造 に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。

a. 設計基準対象施設

(b) 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

発電用原子炉施設への人の不法な侵入を防止するた めの区域を設定し、核物質防護対策として、その区域 を人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート 造りの壁等の障壁によって区画して,巡視,監視等を 行うことにより、侵入防止及び出入管理を行うことが できる設計とする。

また、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視す るとともに、核物質防護措置に係る関係機関等との通 信連絡を行うことができる設計とする。さらに、防護 された区域内においても、施錠管理により、発電用原 子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設 備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な侵入 を防止する設計とする。

発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有す る物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷す るおそれがある物件の持込み(郵便物等による発電所 外からの爆破物及び有害物質の持込みを含む。)を防 止するため、核物質防護対策として、持込み点検を行 うことができる設計とする。

不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)を防止 するため, 核物質防護対策として, 発電用原子炉施設 及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装 置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じ た不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)を受け ることがないように、当該情報システムに対する外部 からのアクセスを遮断する設計とする。

【説明資料 (2.1~2.6: P7条-9~11)】

【大飯】

■記載表現の相違

差異理由

(女川に記載統一)

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

(2) 安全設計<mark>方針</mark>

- 1. 安全設計
- 1.1 安全設計の方針
- 1.1.1 安全設計の基本方針
- 1.1.1.5 人の不法な侵入等の防止
- (1) 設計方針

発電用原子炉施設への人の不法な侵入を防止するための 区域を設定し、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンク リート造りの壁等の障壁によって<mark>防護して、点検、確認</mark>等を 行うことにより、接近管理及び出入管理を行える設計とす

また、探知施設を設け、警報、映像監視等、集中監視する とともに、外部との通信連絡を行う設計とする。さらに、防 護された区域内においても、施錠管理により、発電用原子炉 施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装 置の操作に係る情報システムへの不法な接近を防止する設 計とする。

> 【説明資料 (2.1: P2-7-11) (2.2: P2-7-11, 12) (2.3: P2-7-13, 14) **]**

発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物 件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれが ある物件の持込み (郵便物等による発電所外からの爆破物及 び有害物質の持込みを含む。)を防止するため、持込み点検 を行うことができる設計とする。

> 【説明資料(2.1:P2-7-11)(2.2:P2-7-11,12) (2.4: P2-7-15) **]**

不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)を防止するた め、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必 要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回 線を通じた不正アクセス<mark>行為を</mark>受けることがないように、当 該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設 計とする。

【説明資料(2.1: P2-7-11)(2.5: P2-7-16)】

(2) 体制

発電用原子炉施設への人の不法な侵入等を防止するた め、法律に基づき核物質防護管理者を選任し、所長のもと、 核物質防護管理者が核物質防護に関する業務を統一的に管 理する体制を整備する。

人の不法な侵入等が行われるおそれがある場合又は行わ れた場合に備え、核物質防護に関する緊急時の対応体制を 整備する。

女川原子力発電所2号炉

- (2) 安全設計方針(手順書等含む。)
- 1. 安全設計
- 1.1 安全設計の方針
- 1.1.1 安全設計の基本方針
- 1.1.1.5 人の不法な侵入等の防止
- (1) 設計方針

発電用原子炉施設への人の不法な侵入を防止するための 区域を設定し、核物質防護対策として、その区域を人の容易 な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁 によって区画して,巡視,監視等を行うことにより,侵入防 止及び出入管理を行うことができる設計とする。

また、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視するとと もに、核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡を行う ことができる設計とする。さらに、防護された区域内におい ても, 施錠管理により, 発電用原子炉施設及び特定核燃料物 質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報シ ステムへの不法な侵入を防止する設計とする。

発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物 件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれが ある物件の持込み (郵便物等による発電所外からの爆破物及 び有害物質の持込みを含む。)を防止するため、核物質防護対 策として、持込み点検を行うことができる設計とする。

不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)を防止するた め,核物質防護対策として,発電用原子炉施設及び特定核燃 料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情 報システムが、電気通信回線を通じた不正アクセス行為(サ イバーテロを含む。) を受けることがないように、当該情報 システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とす

(2) 体制

発電用原子炉施設への人の不法な侵入等を防止するた め、核物質防護対策として、「核原料物質、核燃料物質及び 原子炉の規制に関する法律」に基づき核物質防護管理者を 選任し、所長の下、核物質防護管理者が核物質防護に関す る業務を統一的に管理する体制を整備する。

人の不法な侵入等が行われるおそれがある場合又は行わ れた場合に備え, 核物質防護に関する緊急時の対応体制を 整備する。

(2) 安全設計方針(手順書等含む。)

- 1. 安全設計
 - 1.1 安全設計の方針
 - 1.1.1 <mark>安全設計の基本</mark>方針
 - 1.1.1.5 人の不法な侵入等の防止
 - (1) 設計方針

発電用原子炉施設への人の不法な侵入を防止するための 区域を設定し、核物質防護対策として、その区域を人の容易 な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁 によって区画して、巡視、監視等を行うことにより、侵入防 □記載表現の相違 止及び出入管理を行うことができる設計とする。

泊発雷所3号炉

また、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視するとと もに、核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡を行う ことができる設計とする。さらに、防護された区域内におい ても, 施錠管理により, 発電用原子炉施設及び特定核燃料物 質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報シ ステムへの不法な侵入を防止する設計とする。

【説明資料(2.1~2.3:P7条-9,10)】

発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物 件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれが ある物件の持込み(郵便物等による発電所外からの爆破物及 び有害物質の持込みを含む。)を防止するため、核物質防護対 策として、持込み点検を行うことができる設計とする。

【説明資料(2.1:P7条-9)(2.5:P7条-11)】

不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)を防止するた め,核物質防護対策として,発電用原子炉施設及び特定核燃 料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情 報システムが、電気通信回線を通じた不正アクセス行為(サ イバーテロを含む。)を受けることがないように、当該情報 システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とす

【説明資料(2.1:P7条-9)(2.6:P7条-11)】

(2) 体制

発電用原子炉施設への人の不法な侵入等を防止するた め、核物質防護対策として、「核原料物質、核燃料物質及び 原子炉の規制に関する法律」に基づき核物質防護管理者を 選任し、所長の下、核物質防護管理者が核物質防護に関す る業務を統一的に管理する体制を整備する。

人の不法な侵入等が行われるおそれがある場合又は行わ れた場合に備え、核物質防護に関する緊急時の対応体制を 整備する。

【大飯】

(女川に記載統一)

差異理由

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉 女川原子力発電所 2 号炉 核物質防護に関する緊急時の組織体制を、第1.1.1.1図

核物質防護に関する緊急時の組織体制を第 1.1-1 図に 示す。

(3) 手順等

に示す。

- a. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等のうち、不正アク セス行為を防止することを目的に、発電用原子炉施設及び特 定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に 係る情報システムにおいて、電気通信回線を通じた外部から のアクセス遮断措置を実施する。
 - 外部からのアクセス遮断措置については、手順を整備し、 的確に実施する。
 - ・外部からのアクセス遮断措置に係る設備の機能を維持す るため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ 補修を行う。
 - ・外部からのアクセス遮断措置に係る教育を定期的に実施
- b. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等のうち、不正アク セス<mark>行為を</mark>防止することを目的に、発電用原子炉施設及び特 定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に 係る情報システムにおいて、接近管理及び出入管理を実施す る。接近管理及び出入管理は、区域の設定、人の容易な侵入 を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等による防護、 探知施設による集中監視、外部との通信連絡、物品の持込み 点検並びに警備員による監視及び巡視を行う。
 - ・接近管理及び出入管理については、手順を整備し、的確に 実施する。
 - ・接近管理及び出入管理に係る設備の機能を維持するため、 適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行 う。
 - ・接近管理及び出入管理に係る教育を定期的に実施する。

(3) 手順等

- a. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等のうち、不正アク セス行為(サイバーテロを含む。)を防止することを目的に、 発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要 な設備又は装置の操作に係る情報システムにおいて、核物質 防護対策として、電気通信回線を通じた外部からのアクセス 遮断措置を実施する。
 - ・外部からのアクセス遮断措置については、予め手順を整備 し、的確に実施する。
 - ・外部からのアクセス遮断措置に係る設備の機能を維持す るため、保守の計画に基づき適切に保守管理、点検を実施 するとともに、必要に応じ補修を行う。
 - ・外部からのアクセス遮断措置に係る教育を定期的に実施
- b. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等のうち, 不正アク セス行為(サイバーテロを含む。)を防止することを目的に、 発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要 な設備又は装置の操作に係る情報システムにおいて, 核物質 防護対策として,侵入防止及び出入管理を実施する。侵入防 止及び出入管理は、区域の設定、人の容易な侵入を防止でき る柵、鉄筋コンクリート造りの壁等による防護、探知施設に よる集中監視,外部との通信連絡,物品の持込み点検並びに 警備員による監視及び巡視を行う。
 - ・侵入防止及び出入管理については、予め手順を整備し、的 確に実施する。
 - ・侵入防止及び出入管理に係る設備の機能を維持するため、 保守の計画に基づき適切に保守管理, 点検を実施するとと もに,必要に応じ補修を行う。
 - ・侵入防止及び出入管理に係る教育を定期的に実施する。

示す。

(3) 手順等

a. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等のうち、不正アク セス行為(サイバーテロを含む。)を防止することを目的に, 発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要┃■記載表現の相違 な設備又は装置の操作に係る情報システムにおいて, 核物質 (女川に記載統一) 防護対策として、電気通信回線を通じた外部からのアクセス 遮断措置を実施する。

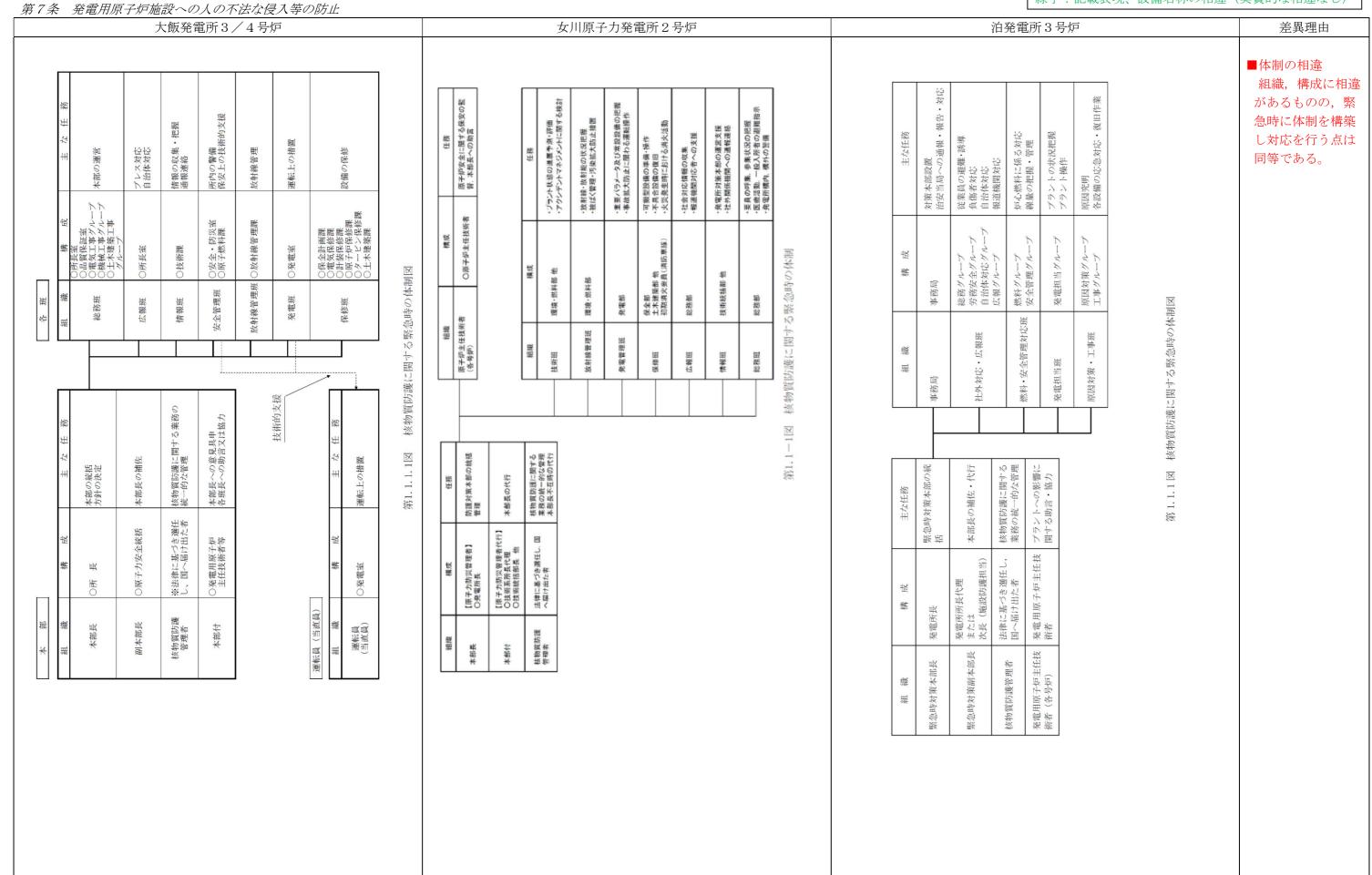
泊発雷所3号炉

- ・外部からのアクセス遮断措置については、予め手順を整備 し、的確に実施する。
- ・外部からのアクセス遮断措置に係る設備の機能を維持す るため、保守の計画に基づき適切に保守管理、点検を実施 するとともに,必要に応じ補修を行う。
- ・外部からのアクセス遮断措置に係る教育を定期的に実施
- b. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等のうち, 不正アク セス行為(サイバーテロを含む。)を防止することを目的に、 発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要 な設備又は装置の操作に係る情報システムにおいて, 核物質 防護対策として、侵入防止及び出入管理を実施する。侵入防 止及び出入管理は、区域の設定、人の容易な侵入を防止でき る柵、鉄筋コンクリート造りの壁等による防護、探知施設に よる集中監視,外部との通信連絡,物品の持込み点検並びに 警備員による監視及び巡視を行う。
 - ・侵入防止及び出入管理については、予め手順を整備し、的 確に実施する。
 - ・侵入防止及び出入管理に係る設備の機能を維持するため、 保守の計画に基づき適切に保守管理, 点検を実施するとと もに、必要に応じ補修を行う。
 - ・侵入防止及び出入管理に係る教育を定期的に実施する。

核物質防護に関する緊急時の組織体制を,第1.1.1 図に ■記載表現の相違 (付番の相違)

差異理由

【大飯】



赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

(3) 適合性説明

(発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)

第七条 工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、 発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件そ の他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある 物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為(不正アクセ ス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八 号) 第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第二 十四条第六号において同じ。) を防止するための設備を設け なければならない。

発電用原子炉施設への人の不法な侵入を防止を防止するた めの区域を設定し、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コ ンクリート造りの壁等の障壁によって防護して、点検、確認 等を行うことにより、接近管理及び出入管理を行える設計と

また、探知施設を設け、警報、映像監視等、集中監視する とともに、外部との通信連絡を行う設計とする。

さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、 発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な 設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な接近を防 止する設計とする。

> 【説明資料(2.1: P2-7-11)(2.2: P2-7-11,12) (2.3: P2-7-13, 14)

発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件 その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがあ る物件の持込み(郵便物等による発電所外からの爆破物及び 有害物質の持込みを含む。)を防止するため、持込み点検を 行うことができる設計とする。

> 【説明資料(2.1: P2-7-11)(2.2: P2-7-11.12) (2.4: P2-7-15)

不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)を防止<mark>するた</mark> め、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必 要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回 線を通じた<mark>不正アクセス行為を受けることがないように、</mark>当 該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計

女川原子力発電所2号炉

(3) 適合性説明

第七条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用 原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他 人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物 件が持ち込まれること及び不正アクセス行為(不正アクセ ス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八 号) 第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第 二十四条第六号において同じ。) を防止するための設備を 設けなければならない。

適合のための設計方針

発電用原子炉施設への人の不法な侵入、郵便物等による発 電所外からの爆発物や有害物質の持込み及び不正アクセス行 為(サイバーテロを含む。)に対し、これを防護するため、核 物質防護対策として以下の措置を講じた設計とする。

- (1) 人の不法な侵入の防止措置
- a. 区域を設定し、区域の境界を物理的障壁により区画し、侵入 防止及び出入管理を行うことができる設計とする。
- b. 探知施設を設け、警報、映像監視等、集中監視する設計とす
- c. 外部との通信連絡設備を設け、関係機関等との通信連絡を行 うことができる設計とする。
- d. 防護された区域内においても、施錠管理により、発電用原子 炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装 置の操作に係る情報システムへの不法な侵入を防止する設計 とする。
- (2) 爆発性又は易燃性を有する物件等の持込みの防止措置
- a. 区域を設定し、区域の境界を物理的障壁により区画し、侵入 防止及び出入管理を行うことができる設計とする。
- b. 区域の出入口において、発電用原子炉施設に不正に爆発性又 は易燃性を有する物件その他人に危害を与え, 又は他の物件 を損傷するおそれがある物件の持込み(郵便物等による発電 所外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。) が行われな いように物品の持込み点検を行うことができる設計とする。
- (3) 不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)の防止措置
- a. 発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な 設備又は装置の操作に係る情報システムについては、電気通 信回路を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセ スを遮断する設計とする。

泊発雷所3号炉

(3) 適合性説明 第七条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用 原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他 人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物 件が持ち込まれること及び不正アクセス行為(不正アクセ ス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八 号) 第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第

二十四条第六号において同じ。) を防止するための設備を 設けなければならない。

適合のための設計方針

発電用原子炉施設への人の不法な侵入、郵便物等による発 電所外からの爆発物や有害物質の持込み及び不正アクセス行 為(サイバーテロを含む。)に対し、これを防護するため、核 物質防護対策として以下の措置を講じた設計とする。

- (1) 人の不法な侵入の防止措置
- a. 区域を設定し、区域の境界を物理的障壁により区画し、侵入 防止及び出入管理を行うことができる設計とする。
- b. 探知施設を設け、警報、映像監視等、集中監視する設計とす
- c. 外部との通信連絡設備を設け、関係機関等との通信連絡を行 うことができる設計とする。
- d. 防護された区域内においても、施錠管理により、発電用原子 炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装 置の操作に係る情報システムへの不法な侵入を防止する設計 とする。

【説明資料(2.1~2.4:P7条-9,10)(2.6:P7条-11)】

- (2) 爆発性又は易燃性を有する物件等の持込みの防止措置
- a. 区域を設定し、区域の境界を物理的障壁により区画し、侵入 防止及び出入管理を行うことができる設計とする。
- b. 区域の出入口において、発電用原子炉施設に不正に爆発性又 は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件 を損傷するおそれがある物件の持込み(郵便物等による発電 所外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。) が行われな いように物品の持込み点検を行うことができる設計とする。

【説明資料(2.1~2.2:P7条-9.10)(2.5:P7条-11)】

- (3) 不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)の防止措置
- a. 発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な 設備又は装置の操作に係る情報システムについては、電気通 信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセ
 ■記載表現の相違 スを遮断する設計とする。

【大飯】

■記載表現の相違

(女川に記載統一)

差異理由

(表現の統一)

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止 大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	差異理由
とする。	ンババル 4 7 3 7 4 円 7 1 3 7 7	11月月日月 4万	上八工口
【説明資料(2.1: P2-7-11)(2.5: P2-7-16)】		【説明資料(2.1:P7条-9)(2.6:P7条-11)】	
1.3 気象等	1.3 気象等	1.3 気象等	
該当なし	該当なし	該当なし	
1.4 設備等	1.4 設備等	1.4 設備等	
	10. その他発電用原子炉の附属施設	10. その他発電用原子炉の附属施設	
10.10 構内出入監視装置	10.10 構内出入監視装置	10.10 構内出入監視装置	E I Am S
不法な侵入等を防止するため、照明灯、有線通信装置、テレ			
ビカメラ、磁気施錠装置等を設ける。	め、核物質防護対策として、通信連絡設備、監視装置、検知装置、検知装置、拡充に関係する。		
【説明資料(2.1: P2-7-11)(2.2: P2-7-11,12)】	置、施錠装置等を設ける。	置,施錠装置等を設ける。 【説明資料(2.1~2.4: P7 条-9,10)】	(女川に記載統一)
【		【就奶真杯(2.1/~2.4:17 朱=9,10)】	

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

2. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

2.1 概要

人の不法な侵入等を防止するための区域を設定するとともに、人 の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁 によって<mark>防護し、点検や確認</mark>等を行うことにより、接近管理や出入 管理を行<mark>える</mark>設計とする。

さらに、探知施設を設け、警報、映像監視等、集中監視するとと もに<mark>、外部</mark>との通信連絡を<mark>行う</mark>設計とする。

発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他 人に危害を与え、又は他の物件を損傷する恐れがある物件の持込み (郵便物等による発電所外からの<mark>爆破物や</mark>有害物質の持込みを含 む。) については、持込み点検を行うことができる設計とする。

また、不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)に対しては、 それを未然に防止するため、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質 の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムとし て、核物質防護に関する文書に規定する情報システムは、電気通信 回線を通じて妨害破壊行為等を受けることがないように、当該情報 システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。

核物質防護対策としてこれらの対策を行う。

女川原子力発電所 2 号炉

2. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

2.1 概要

発電用原子炉施設への人の不法な侵入(核物質の不法な移動、妨 害破壊行為を含む)を防止するための区域を設定し、核物質防護対 策として、その区域を人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンク リート造りの壁等の障壁によって区画して、巡視、監視等を行うこ とにより、侵入防止及び出入管理を行うことができる設計とする。

また、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視するとともに、 核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡を行うことができる 設計とする。さらに、防護された区域内においても、施錠管理によ り、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設 備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な侵入を防止する設

発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他 人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込 み(郵便物等による発電所外からの爆発物及び有害物質の持込みを 含む。)を防止するため、核物質防護対策として、持込み点検を行 うことができる設計とする。

不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)を防止するため、核 物質防護対策として、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護 のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通 信回線を通じた不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)を受け ることがないように、当該情報システムに対する外部からのアクセ スを遮断する設計とする。

発電用原子炉施設への人の不法な侵入等を防止するため、核物質 防護対策として、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関 する法律 に基づき核物質防護管理者を選任し、所長の下、核物質 防護管理者が核物質防護に関する業務を統一的に管理する体制を整 備する。人の不法な侵入等が行われるおそれがある場合又は行われ た場合に備え, 核物質防護に関する緊急時の対応体制を整備する。 核物質防護に関する緊急時の組織体制を第1.1-1図に示す。

【説明資料 (2.2~2.6:7 条-10~12)】

2. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

2.1 概要

発電用原子炉施設への人の不法な侵入(核物質の不法な移動、妨 害破壊行為を含む。)を防止するための区域を設定し、核物質防護対 ■記載表現の相違 策として、その区域を人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンク リート造りの壁等の障壁によって区画して,巡視,監視等を行うこ とにより、侵入防止及び出入管理を行うことができる設計とする。

泊発雷所3号炉

また、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視するとともに、 核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡を行うことができる 設計とする。さらに<mark>、</mark>防護された区域内においても<mark>、</mark>施錠管理によ り、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設し 備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な侵入を防止する設┃■記載表現の相違

発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他 人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込 み(郵便物等による発電所外からの爆発物及び有害物質の持込みを 含む。)を防止するため、核物質防護対策として、持込み点検を行 うことができる設計とする。

不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)を防止するため、核 物質防護対策として、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護 のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通 信回線を通じた不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)を受け ることがないように、当該情報システムに対する外部からのアクセ スを遮断する設計とする。

発電用原子炉施設への人の不法な侵入等を防止するため、核物質 防護対策として、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関 する法律」に基づき核物質<mark>防護管理者</mark>を選任し、所長の下、核物質 防護管理者が核物質防護に関する業務を統一的に管理する体制を整 備する。人の不法な侵入等が行われるおそれがある場合又は行われ た場合に備え、核物質防護に関する緊急時の対応体制を整備する。 核物質防護に関する緊急時の組織体制を第1.1.1 図に示す。

(括弧内に単語では なく文章を記載し た際は綴じ括弧前 に「。」を付ける形

差異理由

【大飯】

に表現を統一)

(女川に記載統一)

■記載表現の相違

1

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

大飯発電所3/4号炉 女川原子力発電所2号炉 泊発電所3号炉 差異理由 2.2 区域の設定、持込み物品の点検及び出入管理等 2.2 区域管理 2.2 区域管理 【大飯】 人の不法な侵入等を防止するため、発電所内に区域を設け、人の ■記載表現の相違 2.2.1 物理的障壁による区画 2.2.1 物理的障壁による区画 (女川に記載統一) 容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁に 特定核燃料物質の防護のための区域(以下,「防護区域」とい 特定核燃料物質の防護のための区域(以下、「防護区域」とい よって区画し、その境界等において、警備員や設備により、点検や う。), その外周に周辺防護区域, さらにその外周に立入制限区域を う。), その外周に周辺防護区域, さらにその外周に立入制限区域を 確認等を実施している。また、探知施設、通信連絡設備を設置して 設定し、区域の境界を物理的障壁により区画しており、人が侵入す 設定し、区域の境界を物理的障壁により区画しており、人が侵入す いる。 ることを防止している。 ることを防止している。 具体的には、以下のとおり。(次頁へ) 防護区域の障壁は、鉄筋コンクリート造りその他の堅固な障壁 防護区域の障壁は、鉄筋コンクリート造りその他の堅固な障壁 としている。また、周辺防護区域及び立入制限区域の境界には人が としている。また、周辺防護区域及び立入制限区域の境界には人が 2.3 区域の境界について 容易に侵入できないよう柵等を設置している。 容易に侵入できないよう柵等を設置している。 【大飯】 人の不法な侵入等を防止するため、発電所内に区域を設け、人 「実用炉規則第91条第2項第1号, 第2号, 第3号] [実用炉規則第 91 条第 2 項第 1 号<mark>,</mark>第 2 号<mark>,</mark>第 3 号] ■記載表現の相違 の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障 (文章は設計方針と 壁によって区画し、その境界(車両ゲート、出入口)等におい 同等であり, 具体 て、警備員、設備により、点検や確認等を実施している。 的な核物質防護情 報は不要と判断し た)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
大飯発電所3/4号炉	2.2.2 出入管理	2.2.2 出入管理	差異理由 【大飯】 ■記載表現の相違 (女川に記載統一)
	[実用炉規則第 91 条第 2 項第 5 号, 第 6 号] 2.3 探知施設	[実用炉規則第 91 条第 2 項第 5 号, 第 6 号] 2.3 探知施設	■設備の相違 泊発電所に無い設 備のため記載なし。 設備構成に相違が あるものの, 見張人 の詰所にて監視装
	[実用炉規則第 91 条第 2 項第 4 号, 第 8 号, 第 11 号, 第 12 号, 第 22 号]	[実用炉規則第 91 条第 2 項第 4 号 <mark>,</mark> 第 8 号 <mark>,</mark> 第 11 号 <mark>,</mark> 第 12 号 <mark>,</mark> 第 22 号]	置による監視を行う点は同等である。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	2.4 通信連絡設備 [実用炉規則第 91 条第 2 項第 22 号]	2. 4 通信連絡設備 [実用炉規則第 91 条第 2 項第 22 号]	【大飯】 ■記載表現の相違 (女川に記載統一)
	2.5 持込み確認 防護区域,周辺防護区域及び立入制限区域の出入口において,発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え,又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み(郵便物等による発電所外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。)が行われないように持込み点検を行っている。	2.5 持込み確認 防護区域, 周辺防護区域及び立入制限区域の出入口において, 発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え, 又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み(郵便物等による発電所外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。)が行われないように持込み点検を行っている。	■記載表現の相違 (表現の統一)
2.4 郵便物等の点検	[実用炉規則第 91 条第 2 項第 8 号]	[実用炉規則第91条第2項第8号]	【大飯】
郵便物等による爆破物又は有害物質の持込みを防止するために、 不審な点等について確認の上、専任の担当者が発電所構内へ配送している。 具体的には、以下のとおり確認している。			■記載表現の相違 (2.5 持込み確認に 郵便物等の点検に ついて記載してお り,具体的な核物 質防護情報は不要 と判断した)

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉 差異理由 女川原子力発電所2号炉 泊発電所3号炉 2.6 不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)への対応 2.5 不正アクセス行為の防止対策 2.6 不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)への対応 サイバーテロを含む不正アクセス行為を防止するため、人の不法 不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)に対しては、発電用 不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)に対しては、発電用 【大飯】 な侵入等の防止に必要な設備又は操作に係るシステムは、電気通信 原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置 ■記載表現の相違 原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置 回線を通じて妨害破壊行為等を受けることがないようにしている。 の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じて妨害行為又は の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じて妨害行為又は 破壊行為を受けることがないように、電気通信回線を通じた当該情 破壊行為を受けることがないように、電気通信回線を通じた当該情 報システムに対する外部からのアクセスを遮断する措置を講じてい 報システムに対する外部からのアクセスを遮断する措置を講じてい 具体的には、以下の対策等を実施している。 [実用炉規則第 91 条第 2 項第 18 号, 第 19 号] [実用炉規則第 91 条第 2 項第 18 号, 第 19 号] なお、発電用原子炉施設に係る情報システムについては、設置 許可基準規則第24条参照。 3. 技術的能力説明資料 ■記載表現の相違 3. 別添 他条文との記載の 別添 泊発電所 3 号炉 技術的能力説明資料 別添 女川原子力発電所2号炉 運用,手順説明資料 発電所原子炉施設への人の不法な侵入等の防止 発電所原子炉施設への人の不法な侵入等の防止 横並び ■設備名称の相違

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止 (別添)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所3号炉	差異理由
別添	別添		別添
大飯発電所3号炉及び4号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所3号炉	■設備名称の相違
技術的能力説明資料 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	運用,手順説明資料 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	<mark>技術的能力</mark> 説明資料 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	■記載表現の相違 他条文との記載の 横並び

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉 女川原子力発電所2号炉 泊発電所3号炉 差異理由 ■記載表現の相違 (大飯) (女川に記載統一) 終二十四条第六号において同 ○侵入防止及び出入管理 ・防護区域、周辺防護区域及び立入制 限区域の設定 ・侵入防止及び出入管理に係る手順及 び教育 ・人及び年両の監視等の侵入防止及び 出入管理 ・物品の持込み点検 ・警備員による監視及び巡視 ・整備員による監視及び巡視 しが物質防護措置に係る関係機関等 との通信連絡 ○日常点検,定期点検及び必要時の補 修 第二十四条第六号にお 時の体制確立 ○ 治安当局及び規制当 局への通報連絡 ○ 緊急時の対応に係る 各種措置 〇 核物質防護上の緊急 ○平常時の警備体制 ○技物質防護上の緊急時の体制 ○特定核燃料物質防護に係る教育 -係る対策 年法律第百二十八号)第二条第四項に規程する不正アクセス行為をいう。 緊急時の アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。 を防止するための設備を設けなければならない。 ① 不正アクセス行為(サイバーテロ含む)を防止するための設備を設けなければならない。 [新規要求事項] を防止するための設備を設けなければ ○華や鉄筋コンクリート戦等による 防臓 ○狭知施設による集中監視 ○通信連絡設備の設置) 区域の設定) 人及び車両の点検や確認 等の接近管理、出入管理) 物品の特込み点検) 警備員による監視及び巡 名亀用原子が施設及び特定技術科物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム淡 第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止 テロ舎む)を防止するための設備を設けなければなら 不審者の接近及び侵入 の防止に係る人的対策 ○種や鉄筋コンクリート壁等 55 の祭知施設による集中監視 ○通信連絡設備の設置 ○施館管理 不正アクセス行為(サイバーテロ含む)を防止するための設備を設けなければならない。 施錠管理 不審者の接近及び侵入の防止 00 00 0 * (理) ○電気通信回線のアクセス遮断措置 に係る手順及び教育 ○日常点検,定期点検及び必要時の 修 ● 神や鉄筋コンクリート壁による防護○ 採知施設による集中 監視 不審者の接近及び侵入 の防止に係る物的対策 通信連絡設備の設置 施錠管理 発電用原子炉施設 (平成十一 ス行為 (サイバ 第7条 人の不法な侵入等の防止 不正アクセス行為 (不正アクセス行為の禁止等に関する法律 いて同じ。) を防止するための設備を設けなければならない。 不正アクセス行為(サイ)い. Θ 00 電気通信回線を通じた外部からの 不正アクセスを防ぐための対策 (本版本版 クセス遮断 ハード対応項目 ソフト対応項目 ○ 電気通信回線のアクセス 遮断に係る各種対策 条文要求解釈 設置許可基準規則 L 電気通信回線 7条-別添-2

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉					差異理由			
技術的能力に係る運用対策	等(設計基準)			Г									ı			■記載表現の相違 (大飯)
		E A	海田本种								11					(女川に記載統一)
設置許可基準対象条文	対象項目	区 分 運用·手順	運用対策等 ・アクセス遮断に係る各種対策を実施するための手順				便	abs I			11		MI			
	電気通信回線のアクセス遮断に係る各種対策	体制	平常時の警備体制・核物質防護上の緊急時の体制			340	,制限区域の設定 (で出入管理	の通信連絡					・侵入防止及び出入管では、まならいである。 (侵入防止及び出入管区域及び立入制限区域の設定侵入防止及び出入管理に係る手順人及び申及び出入管理に係る手順人及び申の監視等の侵入防止及び出入管理を13.5 に移	通信連絡		
		保守管理	・日常点検 ・定期点検			舞	制限区で出入	を作る				*		9	参	
Mr. of the Thirty of the			故障時の補修		ist:	時の補言	八 職 改	関降音を破り				(C)	大順及	禁	を有	
第7条 人の不法な侵入 等の防止		教育・訓練	・特定核燃料物質防護対策教育 ・アクセス遮断措置に関する教育		5年順	が必要 いの数 での数	る教育 域及び立 に係る事 侵入防止	係る関係機関等と (急時の体制 (検及び必要時の補 (確に係る教育) 入管理に係る教育			対策等	より 本 / 2 多 / 2 を	を なる 系る手 人 不 の 上 の が の 手 の が の 手 の に に に に に に に に に に に に に	系機関生	公要 5数 育 系 る数	
	柵や鉄筋コンクリート壁等による防護探知施設による集中	運用・手順	接近管理、出入管理及び施錠管理のための手順 警報、映像監視等の探知施設による集中監視のための手順 外部との通報連絡の手順		順用に依る	急時の 検及で 機に分	に保え ・管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(条の限 (参及で (を及び (を)を)			運用分	ボウクス 対対 対策報 関サンス 関サンス 関サンス 関サンス 関サンス 関サンス 関サンス 関サンス 関サンス 関サンス 関サンス 関サンス 関サンス 関サンス 関サンス 関サンス 関サンス 関サンス の の は の の の の の の の の の の の の の	暦 区域及 理にも	で必然である関係には、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般で	及びずに係る理に行	
	監視	体制	・平常時の警備体制		細 玉	を表現	置人 防 人 視 検 視	御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御を見ばればれば				三別 窓 気 方 雷急 検 難 び	1人 方 人 現 ふに管 護 管 第 管 第	皮圧に別路及体	対が対対	
	・ 通信連絡設備の設置・ 施錠管理		・核物質防護上の緊急時の体制・日常点検		型 審	上在物	断び周びのみる	職職職事			1 1	酒体の期質措	田辺田鑑点	に開門体の	期 短 田	
		保守管理	• 定期点検		機響	整 家	速及 。及而这よ	護警護に対け			1	阿備上定物脈	び周びので	かる措備上	定物が	
		教育・訓練	・故障時の補修・特定核燃料物質防護対策教育		りか	質点该	たなななる員では、日本は日本は、日本は日本は日本は、日本は日本は、日本は、日本は、日本は、日本	強時質点核防			1	への 坊 倹 然 ス巡響 護 、 彩 诫	上成上車法及 , 及市;	マこ坊の坊とは諸様	後 然 上 及 米 区	
		3277	17 ALDERSON TO STANKE S		イン・	· 板勢質 · 田常点	 アクセス遮断措置に分 ・侵入防止及び出入管理 防護区域、周辺防護区 侵入防止及び出入管理 人及び車両の監視等の 物品の持込み点検 警備員による監視及 	核平核日幹侵衛衛衛之				2京年の 2時間 11部点本 7ヶヶヶヶ	表を受ける。	を	1 常点相 p定核则 是入防」	
技術的能力に係る運用対 設置許可基準対象条文		区分	運用対策等	-	・手順・	全型 (中衛用	+ 選	体制 守管理 等・訓練						* * * *		
以但时"7至 华州家来久	・ 区域の設定	運用・手順	 区域の設定に関する手順 				開	本 小 神			尔	計画工業	手		運運	
	人及び車両の点検	>	接近管理、出入管理及び施錠管理のための手順		熳		景	- 数			$ \mathbf{x} $		· ·		悪 温	
	確認等の接近管理、 出入管理		持込み点検の手順 警備員による監視及び巡視の手順		+							本 教 教 章	画	体制	条 参 章	
	・ 物品の持込み点検	体制	 平常時の警備体制 			K					ţ	型 徐 保 教	刪	#	保 数	
	 警備員による監視及 	ž	・核物質防護上の緊急時の体制			4										
第7条 人の不法な侵入 等の防止	び巡視 ・ 施錠管理	保守管理	 日常点検 定期点検 故障時の補修 		m =<	1		E E				77		刊		
		教育・訓練	特定核燃料物質防護対策教育		56 56	築		5				楽		入防止		
	核物質防護上の緊急 時の体制確立治安当局及び規制当		 ・ 核物質防護上の緊急時の体制確立に関する手順 ・ 治安当局及び規制当局への通報連絡に関する手順 ・ 緊急時の対応に係る各種措置を実施するための手順 		校	通信回線の					対象互	自信 回線 (5)断		() ()		
	局への通報連絡	体制	・平常時の警備体制	無		簡高	1	[電気通ったストストスを		不 審 者		
	 緊急時の対応に係る 各種措置 	保守管理	・核物質防護上の緊急時の体制 ・日常点検	- 中	+-	dw Mc		`			11	争力		K		
		by a Bar	・定期点検	(設計基)			人の不法な侵入等で実施			(1)						
		教育・訓練	・故障時の補修 ・特定核燃料物質防護対策教育	题			mk			(設計基準)	1		TIX			
		dy is most	· 特定核燃料物質防護対策訓練		×		46			111111111111111111111111111111111111111			75			
			・アクセス遮断措置に関する教育	310	₩.		热			111111111111111111111111111111111111111	※		ى			
				手順に係る運用対策等	校		人の不			掛			の人の不法な侵入	摇		
				田 田			₹ ₽			手順に係る運用対策等			\preceq	イ実施		
				删	藍		ė 7			**	基準規則対		6	7		
				10	1		SX AN			画	作用		SX.			
				TE :			握 英			100	半		粗	K		
				HIIK I	抽		市			族	正		产	茶		
				=	±2×		算			画	描		下 下	花		
					(HEE		第7条 発電用原子炉施設へ の防止 ※核物質防護対策と			<u>=</u>	- 監		用。	阿		
				田			了電防 核						条電の	基		
				剰			第7条 発電用原子炉施設~ の防止 ※核物質防護対策と			画 出			第7条 発電用原子炉施設~ 等の防止	※核物質防護対策と		
										,,,			V=1			1